

議案第六十四号

港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

令和六年九月二十五日

港区教育委員会

令和6年9月25日
教育委員会議案資料 No. 2

港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和二年港区教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削り、同条第六項中「公募によらない再度任用」を「前項ただし書の規定（同項第二号に該当するものに限る。）による公募によらない任用」に改め、同項第一号中「第四項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第五項とする。

付 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

改 正 案		現 行	
(前略)	(任用)	(前略)	
第三条 (略)		第三条 (略)	
2～4 (略)		2～4 (略)	
5 前項ただし書の規定（同項第二号に該当するものに限る。）による公募によらない任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。		5 前項ただし書の規定（同項第二号に該当するものに限る。）による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、四回を限度とする。	
一 前項第二号に基づく能力の実証の結果が良好であること。		6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。	
二・三 (略)		一 第四項第二号に基づく能力の実証の結果が良好であること。	
(後略)		二・三 (略)	
(後略)		(後略)	
付 則			
この規則は、令和六年十月一日から施行する。			

港区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

審議内容

会計年度任用講師の公募によらない再度任用の回数上限を撤廃するため、港区会計年度任用講師の任用等に関する規則を改正します。

1 経緯

非常勤の公務員である会計年度任用職員（区長部局所管）及び会計年度任用講師（教育委員会事務局所管）は、毎年度公募による選考を経て任用することが原則ですが、任用した次年度以降は勤務実績に基づく能力実証により公募による選考を経ず任用すること（公募によらない再度任用）を連続4回まで可能としています。

国の非常勤の公務員である期間業務職員についても公募によらない再度任用の回数上限がありましたが、雇用の安定と優秀な人材の確保のため、国は令和6年6月28日付で期間業務職員の公募によらない再度任用の回数上限を撤廃しました。それと同時に、国策定の会計年度任用職員のマニュアルにおいても公募によらない再度任用の回数上限を撤廃する改正が行われました。

国の動向を踏まえ、区においても社会経済情勢に応じて柔軟に対応できるよう公募によらない再度任用の回数上限を撤廃します。

2 改正内容

	改正後	現行
公募によらない 再度任用の回数上限	<u>回数上限なし</u>	4回

<教育委員会事務局の運用>

現在、教育委員会事務局が所管している会計年度任用講師については、教育公務員の性質上、教員免許状の要件確認等の厳正な審査を確実に行うため、公募によらない再度任用は行っていません。

規則改正後も会計年度任用講師については、原則どおり公募による選考を行っていく予定です。

3 施行期日

令和6年10月1日